

福井医療大学既修得単位認定規程

(目的)

第1条 この規程は、福井医療大学学則（以下「学則」という。）第28条の規定及び福井医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第26条の規定に基づいて、福井医療大学（以下「本学」）において行う、入学前の既修得単位に関する必要事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 既修得単位の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる申請書類を学期前に教務学生係に提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書
- (2) 成績証明書
- (3) 講義概要を記載した書類

(認定)

第3条 既修得単位の認定は、学部にあっては教授会の議を経て、研究科にあっては研究科会議の議を経て、学長が行う。

- 2 教授会及び研究科会議は、既修得単位の本学における認定予定の講義科目名、単位数を決定する。
- 3 講義科目は、入学前に単位を修得した科目の学習内容が、本学における教育内容に相当する場合に認定する。
- 4 既修得単位の認定をされた講義科目についても、本学での教育効果を考慮し、聴講を求める場合がある。

(認定単位数)

第4条 学部にあっては学則第28条の規定に基づいて、30単位を上限とする。

- 2 研究科にあっては大学院学則第26条の規定に基づいて、10単位を上限とする。

(修業年限)

第5条 既修得単位の認定に関わらず、修業年限を短縮することはできない。

(履修登録の取消し)

第6条 第3条により認定された科目は、履修単位を取消すことができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるものの他、既修得単位の認定に必要な事項は、学則を準用する。

附 則

附則1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。